



2019年2月14日

各 位

会 社 名 株式会社リンク (東証マザーズ: 4428)
代表者名 代表取締役 南谷 浩
問合せ先 執行役員 管理部 部長 島井 幸太郎
連絡先 06-6341-1225

商号変更および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、商号の変更および定款一部変更について、2019年3月27日開催予定の第32回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 商号の変更について

(1) 変更の理由

当社は、「われわれは在庫に関わる“人”、“もの”、“金”、“時間”、“情報”を最適化するITソリューションを提供し、限りある資源を有効活用することで、広く社会に貢献するために存在している。」という基本理念を掲げて以来、戦略的在庫最適化ソリューション「sinops (シノプス)」を中心に事業展開してまいりました。今後は、商号を当社の製品・サービス名である「sinops」と同一にし、さらなる「sinops」ブランドの知名度向上に加え、「sinops」を中心とした事業展開に集中する当社の姿勢を表すため、現行定款第1条(商号)の一部を変更するものであります。

(2) 新商号

株式会社シノプス (英文表記: sinops Inc.)

(3) 変更予定日

2019年4月1日

2. 定款一部変更について

(1) 定款変更の理由

① 現行定款第1条(商号)の変更

「1. 商号の変更について」に記載のとおり、現行定款第1条(商号)を変更するものであります。また、第1条(商号)の変更は、2019年4月1日より効力を生ずるものであります。なお、本附則は、効力発生後削除されるものといたします。

② 現行定款第 40 条（剰余金の配当の基準日）の変更

機動的な資本政策および配当政策を図るため、会社法第 459 条第 1 項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことが可能となるよう、下記のとおり定款第 40 条（剰余金の配当等の決定機関）を新設し、現行定款第 40 条（剰余金の配当の基準日）を一部変更するものであります。

また、条文の新設に伴い、条数の変更を行うものであります。

(2) 定款変更の内容

現行定款	変更案
<p>第 1 章 総則 (商号)</p> <p>第 1 条 当社は、商号を株式会社リンクとし、英文名は <u>Link Inc.</u> と称する。</p> <p>第 2 条～第 39 条 (条文省略) (新設)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 40 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。</p> <p>2. <u>当社は、取締役会の決議により、毎年 6 月 30 日を基準日として中間配当を行うことができる。</u></p> <p>第 41 条 (条文省略) (新設)</p>	<p>第 1 章 総則 (商号)</p> <p>第 1 条 当社は、商号を株式会社シノプスとし、英文名は <u>sinops Inc.</u> と称する。</p> <p>第 2 条～第 39 条 (条文省略) <u>(剰余金の配当等の決定機関)</u></p> <p><u>第 40 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 41 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。</p> <p>2. <u>当社の中間配当の基準日は、毎年 6 月 30 日とする。</u></p> <p>第 42 条 (現行どおり)</p> <p><u>(附則)</u></p> <p><u>第 1 条 変更案第 1 条 (商号) への変更は、2019 年 4 月 1 日をもって効力を生ずるものとする。なお、本附則は効力発生日経過後、これを削除する。</u></p>

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 2019 年 3 月 27 日 (予定)

定款変更の効力発生日 2019 年 3 月 27 日 (予定)

第 1 条 (商号) 変更の効力発生日 2019 年 4 月 1 日 (予定)